

豊見城市における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年指針の取組状況	今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しを速やかに実施する。 ■ 給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H18.4.1に国の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制により給与構造改革を実施(効果額8,759千円) ・給与公表システムにおいて定員・給与の状況を公表 <ul style="list-style-type: none"> H19.2月…H18年度の状況を公表 H20.2月…H19年度の状況を公表 H21.2月…H20年度の状況を公表 H22.2月…H21年度の状況を公表 ・H19年度中に技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し、市ホームページにて公表を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績の給与への反映等を内容とする人事評価制度の導入 ・県の人事委員勧告に準じて地域民間給与の適切な反映を実施 ・今後も継続して毎年2月に定員・給与の状況を給与情報等公開システムで公表していく。また、民間給与と比較しやすいように住民に分かりやすく公表していく方針
随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の契約は、法令、条例等の規程に基づき行われており、その適切な運用を担保するため、契約事務の手続きのなかで複数部署でのチェックを実施し、契約方法を選択し、執行している状況にある 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも契約事務については、随意契約の該当要件の確認を徹底し、その透明性、公平性を確保していく
福利厚生事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福利厚生事業について、点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。 ■ 住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員厚生会への補助金の廃止(H18年度) ・福利厚生事業の状況等については、「豊見城市人事行政の運営等の状況」のなかであわせて公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・H19年度以降も職員厚生会への補助金は廃止とし、今後も「豊見城市人事行政の運営等の状況」のなかであわせて公表する
市場化テストの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの維持向上及び経費の削減に向けて、指定管理者制度を積極的に導入するとともに、アウトソーシングの展開に向けて検討している 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価、施策評価等を実施し、市場化テスト導入によるサービスの維持向上及び経費の削減につながる業務について検討を行う
公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。 ■ 取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成し、市のホームページで公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の作成を継続し、市のホームページで公表する
監査委員の外部登用大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。 ■ 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員については、地方自治法に則り適正に選任しており、本市の常勤の職員でなかったものを選任している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査制度の導入については、監査委員事務局体制及び監査内容の充実を図るなかでその検討を行う

※「18年指針の取組状況」は、平成22年4月1日までの取組状況。